

## 情報保護評価にかかる指針と委員会規則の関係について

情報保護評価に関しては、番号法上、第26条第1項に基づき情報保護評価指針を、第27条等に基づき委員会規則を定める必要がある。

### 1. 情報保護評価指針

- 情報保護評価指針は、番号法上、以下のものとするのが求められる。
  - ・ 特定個人情報ファイルを保有しようとする者が特定個人情報保護評価を自ら実施し、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を抑止することその他特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めた指針とすること（第26条第1項）（※1）
  - ・ 特定個人情報保護委員会が情報保護評価書の承認をする際に、評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いが、それに適合していると認めるための指針とすること（第27条第3項）
- そのため、評価実施者が情報保護評価を実施できる内容であること、委員会が評価書を承認できる内容であることが求められ、情報保護評価指針には情報保護評価制度の全般について定めることが必要（※2）。

### 2. 委員会規則

- 委員会規則は法規命令（※3）であり、専門技術的事項や中立性が重視される事項について規定するものである。国民の権利義務の内容を定める委任命令と、その内容を実現する手続を定める執行命令の二種類に分けられる。委任命令として、番号法において情報保護評価に関し委員会規則に委任されている事項は下記のとおり。
  - ・ 情報保護評価義務付けの適用除外（27条1項柱書）
  - ・ 評価書の作成・公示等の時期・方法等（27条1項柱書）
  - ・ 特定個人情報ファイルの「重要な変更」の定義（27条1項柱書）
  - ・ 27条1項の各号列挙以外に評価を要する事項（27条1項7号）
  - ・ 委員会の承認を受ける方法等（27条2項）
- そのため、法規命令たる委員会規則には、上記の委任命令事項と、執行命令として情報保護評価に係る重要な手続を定める必要がある。

### 3. まとめ

- したがって、情報保護評価指針には、情報保護評価制度全般を網羅する事項を定める必要があり、委員会規則には、番号法の委任に基づき、情報保護評価制度のうち、法規命令として定めるべき事項のみ定める必要がある。

- (※ 1) これとは別に、番号法に則した個人番号の適正な取扱いについて定める指針（個人番号ガイドライン）を、委員会にて定めることが考えられる。個人番号ガイドラインの法的位置づけについては、第 26 条第 1 項に定められた指針の一部と解釈するのか、委員会の所掌事務（第 38 条第 1 号・第 3 号等）に基づき作成する指針と解釈するのかという論点がある。
- (※ 2) 現在の情報保護評価指針（内閣官房案）では、委員会が情報保護評価を承認するための内容としては手続面の記述が主となっている。他方、番号法の規定を踏まえると、指針本文においても内容面について更に記述することが必要か。
- (※ 3) 国における法規命令は、政令、内閣府令、省令、委員会及び庁の長官が定める外局規則、会計検査院規則、人事院規則の形式をとるのが通例である。特定個人情報保護委員会は、法規命令として、委員会規則を定めることができる。

## (参考) 情報保護評価関係の番号法の条文

(特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対する指針)

第二十六条 特定個人情報保護委員会は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報ファイルを保有しようとする者が、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価（以下「特定個人情報保護評価」という。）を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することその他特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めた指針（次項及び次条第三項において単に「指針」という。）を作成し、公表するものとする。

- 2 特定個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

(特定個人情報保護評価)

第二十七条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の特定個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、特定個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 一 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数
  - 二 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量
  - 三 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況
  - 四 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要
  - 五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。）の方式
  - 六 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置
  - 七 前各号に掲げるもののほか、特定個人情報保護委員会規則で定める事項
- 2 前項前段の場合において、行政機関の長等は、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項前段の規定により得られた意見を十分考慮した上で評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて特定個人情報保護委員会の承認を受けるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、特定個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。
  - 3 特定個人情報保護委員会は、評価書の内容、第五十二条第一項の規定により得た情報その他の情報から判断して、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いが指針に適合していると認められる場合でなければ、前項の承認をしてはならない。
  - 4 行政機関の長等は、第二項の規定により評価書について承認を受けたときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。
  - 5 前項の規定により評価書が公表されたときは、第二十九条第一項の規定により読み替え

て適用する行政機関個人情報保護法第十条第一項の規定による通知があったものとみなす。

- 6 行政機関の長等は、評価書の公表を行っていない特定個人情報ファイルに記録された情報を第十九条第七号の規定により提供し、又は当該特定個人情報ファイルに記録されることとなる情報の提供を同号の規定により求めてはならない。